

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画変更年月	令和5年3月
計画主体	矢吹町

## 矢吹町鳥獣被害防止計画（変更）

### <連絡先>

担当部署名 矢吹町役場 農業振興課  
所在地 西白河郡矢吹町一本木101  
電話番号 0248-42-2115  
FAX番号 0248-42-2587  
メールアドレス sangyou@town.yabuki.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	西白河郡矢吹町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	1.0a	10千円
ハクビシン	トウモロコシ	1.0a	8千円
タヌキ	—	0a	0千円
ツキノワグマ	—	0a	0千円
	合計	2.0a	18千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>ア. イノシシ</p> <p>当町では、7月から10月にかけて白河市大信地区に隣接する町西部の柿ノ内、田内地区を中心にジャガイモの食害や水田へのぬたうち、畦畔の掘り起こし等の被害が出始めている。その被害は年々増加傾向にあり、目撃情報も増加していることから、被害が拡大する危険性が高まってきている。</p> <p>イ. ハクビシン</p> <p>7月から9月頃にかけて主にトウモロコシに被害が発生している。被害区域は町内全域でみられる。</p> <p>ウ. タヌキ</p> <p>ハクビシンと同じく7月から9月頃にかけて主にトウモロコシに被害</p>
---

が発生している。被害区域は町内全域でみられる。

#### エ. ツキノワグマ

当町では、7月から10月にかけて白河市大信地区に隣接する町西部の柿ノ内、田内地区及び町南部の長峰地区を中心に出没が確認されており、柿の食害や水田の踏み荒らしの被害が懸念されている。目撃情報が年々増加していることから、今後被害が発生する危険性がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

#### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和6年度）
被害金額		
イノシシ	10千円	4千円
ハクビシン	8千円	2千円
タヌキ	0千円	0千円
ツキノワグマ	0千円	0千円
合計	18千円	6千円
被害面積		
イノシシ	1.0a	0.3a
ハクビシン	1.0a	0.3a
タヌキ	0a	0a
ツキノワグマ	0a	0a
合計	2.0a	0.6a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣の捕獲は矢吹町有害鳥獣捕獲隊を組織して、銃やわなによる捕獲を実施している。また、ハクビシン、タヌキに関しては箱わな等を貸し出して捕獲を実施している。	狩猟者の高齢化や減少により、捕獲隊員の減少が進み、現在の状況での維持が困難になってきている。今後、それに伴う捕獲圧の低下や機動力の低下等も課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	令和3年度よりイノシシの被害が多い地区において電気柵を設置している。	電気柵を設置した地区においては被害が軽減されたが、今まで被害のなかった箇所において被害が見られるようになった。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>電気柵による効果（イノシシによる被害の軽減）は得られており、今後も適切な設置及び管理の仕方を、地区に指導することで、効果を持続させていく。なお、新たにイノシシによる被害が報告された地区においても、電気柵の設置を進めることとする。</p> <p>ハクビシン、タヌキについては、生息状況を把握し、適切な箱わな等の利用から捕獲圧を維持し、被害の軽減につとめる。</p> <p>ツキノワグマについては、緊急時に即時対応できるように連絡網及び役割の整理を実施していく。また、必要に応じて有害捕獲等の対応を検討する。</p> <p>また、高齢化による捕獲隊員の減少による捕獲圧及び機動力の低下させないため、福島県猟友会と連携するとともに、令和3年4月より、矢吹町鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員の確保をする。</p>
---

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

令和3年4月より、鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する矢吹町鳥獣被害対策実施隊を設置し、11名の隊員を指名し、被害防止施策を適切に実施する。

また、わなの購入を進め、より効率的に捕獲実績を伸ばす。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ハクビシン タヌキ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 捕獲の担い手育成に関する取組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 町広報紙などにより狩猟免許試験及び狩猟免許更新について周知。</li> <li>イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加支援。</li> </ol> </li> <li>2 有害鳥獣捕獲隊による活動の展開</li> <li>3 捕獲機材の導入による取組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 目撃情報等の収集、生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施</li> <li>イ 行動域に応じた捕獲方法の検討</li> <li>ウ くくりわな、箱わな等捕獲機材の実証</li> <li>エ 捕獲方法に関する研修会参加</li> </ol> </li> <li>4 隣接市町村との情報交換活動の検討</li> </ol>
令和5年度	イノシシ ハクビシン タヌキ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 捕獲の担い手育成に関する取組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 町広報紙などにより狩猟免許試験及び狩猟免許更新について周知。</li> <li>イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加支援。</li> </ol> </li> <li>2 有害鳥獣捕獲隊による活動の展開</li> <li>3 捕獲機材の導入による取組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 目撃情報等の収集、生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施</li> <li>イ 行動域に応じた捕獲方法の検討</li> <li>ウ くくりわな、箱わな等捕獲機材の追加導入</li> <li>エ 捕獲方法に関する研修会参加</li> </ol> </li> <li>4 隣接市町村との情報交換活動の検討</li> </ol>

令和6年度	イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	1 捕獲の担い手育成に関する取組み ア 町広報紙などにより狩猟免許試験及び狩猟免許更新について周知。 イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加支援。 2 矢吹町鳥獣被害対策実施隊の編成及び捕獲活動の展開 3 捕獲機材の導入による取組み ア 生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施 イ 行動域に応じた捕獲方法の検討 ウ くくりわな、箱わな等捕獲機材の追加導入 エ 捕獲方法に関する研修会参加 4 隣接市町村との情報交換会の定期開催
-------	--------------------------------	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標2頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標3頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標4頭
ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
タヌキ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
ツキノワグマ			福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法：イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による  ハクビシン 箱わな及び銃器による  タヌキ 箱わな及び銃器による  ツキノワグマ 銃器による</p> <p>捕獲時期：被害が多発する4月から11月頃を重点に実施する。  捕獲場所：農作物の被害が大きい地区について重点的に実施する。  捕獲実施：地域住民と情報交換及び協議しながら、捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ	被害が多い地区において侵入防護柵（総延長 4,000m）の設置を行い検討及び検証を行う。	引き続き、被害が多い地区を中心に侵入防護柵（総延長 4,000m）の設置を行い検討及び検証を行う。	町内全域における侵入防護柵（総延長 4,000m）の整備の推進をする。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
該当なし	該当なし	該当なし

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

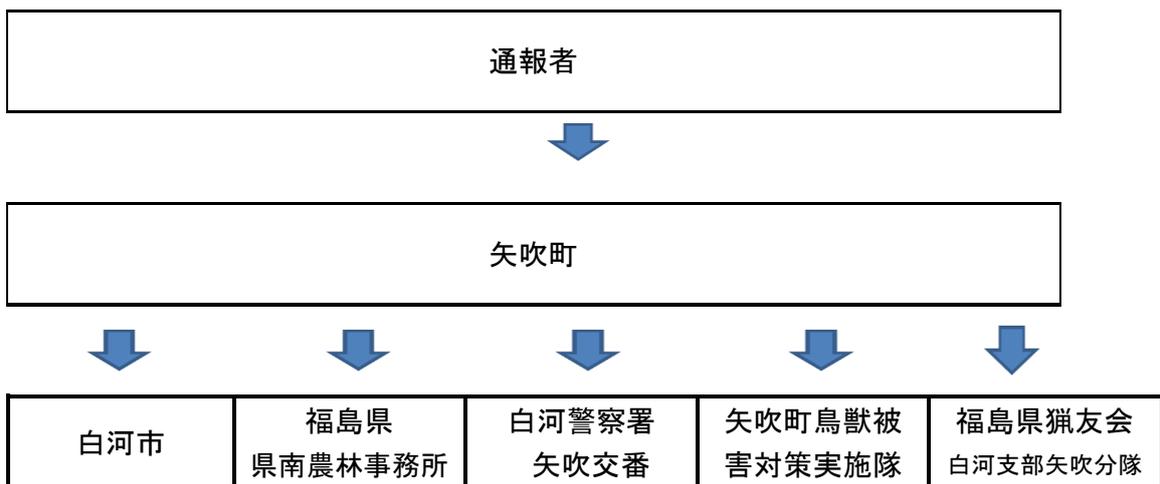
関係機関等の名称	役割
矢吹町	情報集約及び実施隊への捕獲依頼
白河市	情報集約及び報告
福島県県南農林事務所	情報集約及び関係機関への連絡。
白河警察署	注意の喚起及び緊急時の捕獲
矢吹交番	
矢吹町鳥獣被害対策実施隊	緊急時有害鳥獣の捕獲
福島県猟友会白河支部矢吹分隊	緊急時有害鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに焼却処分及び埋設を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

町全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示が出されており、当面の間、食品としての利用は困難。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	矢吹町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
矢吹町	事務局を担当し、被害等の情報収集・伝達及び協議会活動に関する連絡・調整を行う。
矢吹町鳥獣被害対策実施隊	1 定期的な巡回 2 要請等に基づく有害鳥獣の捕獲
夢みなみ農業協同組合	被害情報の収集、被害防止指導
東西しらかわ農業協同組合	被害情報の収集、被害防止指導
福島県猟友会矢吹分隊	1 鳥獣の出没等に関する情報の収集、提供 2 わな等の安全な取り扱いや効果的な設置方法についての助言、アドバイス
福島県鳥獣保護管理員	1 鳥獣の出没等に関する情報の収集、提供 2 鳥獣の保護に関すること

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供
福島県県南地方振興局	鳥獣保護管理に関する情報提供、助言指導
県南農林事務所	1. 協議会活動や事業への取組み支援 2. 有害鳥獣被害対策情報の提供 3. 有害鳥獣被害防止に関する指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年4月1日設置（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の規定による） 名称：矢吹町鳥獣被害対策実施隊 隊員：12名
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし
----

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
----

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。